

第 16 版

平成 28 年熊本地震被災者支援制度
(R3.4.1 現在の支援メニュー)

目次

1. り災証明書の発行

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

- 2-1-1 災害弔慰金の支給 1
- 2-1-3 災害義援金の支給 2

2-2 地震により障がいが残った方への支援

- 2-2-1 災害障害見舞金の支給 3

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

- 2-3-1 災害見舞金の支給 4
- 2-3-3 災害義援金の支給 5
- 2-3-4 一部損壊世帯への災害義援金の支給 7

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

- 2-4-1 被災者生活再建支援金の支給 (3-2-2) (3-4-1) 12
- 2-4-3 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付 (3-2-5) 15

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-2 住まいを補修したい・修理したい

- 3-2-1 被災住宅の応急修理 16
- 3-2-2 被災者生活再建支援金の支給 (2-4-1) (3-4-1) 16
- 3-2-4 ひとり親家庭への貸付(住宅) (3-4-8) 16
- 3-2-5 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付 (2-4-3) 17
- 3-2-6 補修工事(見積書、契約、工事内容等)に関する相談 18
- 3-2-8 熊本県復興関係公共事業等住宅再建支援事業(二重ローン対策)
(3-4-12) 19
- 3-2-9 自宅再建利子助成(3-4-14) 21
- 3-2-10 リバースモーゲージ利子助成(3-4-15) 24

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1	被災者生活再建支援金の支給 (2-4-1) (3-2-2)	26
3-4-4	民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供	26
3-4-7	建築確認申請等・開発許可申請等 手数料等の免除	26
3-4-8	ひとり親家庭への貸付(住宅) (3-2-4)	28
3-4-9	住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談	29
3-4-11	高齢者住宅再建利子補給(リバースモーゲージ)	33
3-4-12	熊本県復興関係公共事業等住宅再建支援事業(二重ローン対策) (3-2-8)	33
3-4-14	自宅再建利子助成(3-2-9)	33
3-4-15	リバースモーゲージ利子助成(3-2-10)	33
3-4-16	民間賃貸住宅入居支援助成	34
3-4-17	転居費用助成	36
3-4-19	被災合併処理浄化槽設置支援事業	38

3-5 被災した宅地等を復旧したい

3-5-1	熊本市宅地復旧支援事業(熊本地震復興基金)	40
3-5-2	宅地耐震化推進事業	40
3-5-3	熊本市私道復旧事業(熊本地震復興基金)	40

4. 生活面への支援

4-5 生活に関することについて(相談窓口)

4-5-1	消費生活相談	42
4-5-2	こころの健康相談	42
4-5-5	無料法律相談(弁護士)	43
4-5-6	よりそいホットライン	44
4-5-7	熊本地震関連法律相談窓口	44
4-5-8	ボランティアについて(相談窓口)	45

4-6 その他

4-6-1	共同墓地等の復旧にかかる補助事業について	45
-------	----------------------	----

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

- 5-1-2 固定資産税の特例 47
- 5-1-3 市税の納税の猶予 49

5-2 証明書の交付手数料

- 5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除 49

5-3 水道料金・下水道使用料等

- 5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免等 51

5-4 医療費・保険料・年金

- 5-4-1 国民健康保険料の減免 52
- 5-4-2 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付 52
- 5-4-3 後期高齢者医療保険料の減免 52
- 5-4-4 後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の還付 52
- 5-4-5 国民年金保険料の免除 54

5-5 高齢者福祉

- 5-5-1 介護保険料の減免 55
- 5-5-2 介護保険サービス利用料の還付 55

5-6 障がい者・児福祉

- 5-6-1 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除 56
- 5-6-3 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具 給付
事業の自己負担額の減額 57
- 5-6-4 障害福祉サービス等の自己負担額の免除 57

5-7 子育て・教育

5-7-2 児童扶養手当の災害特例措置	58
5-7-4 公営の児童育成クラブの利用者負担金の減額	58
5-7-6 市立幼稚園の保育料の減免	58
5-7-7 市立高等学校の授業料の減免	58
5-7-8 市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免	58
5-7-10 就学援助について	59
5-7-11 「国の教育ローン」の災害特例措置	59

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-2 平成28年熊本地震特別貸付	60
6-1-3 保健衛生事務に関する手数料の免除	60

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

1. り災証明書の発行

熊本地震による「り災証明書」（住家、農水産業、店舗・事業所等）の新規申請受付については、平成30年（2018年）5月31日をもって終了しました。

なお、既にり災証明書の交付を受けた方のり災証明書の再発行は、現在も行っております。

お問合せ先

- 住家の「り災証明」：健康福祉政策課 096-328-2340
- 農水産業に係る「り災証明」：農業支援課 096-328-2384
- 店舗・事業所等の「り災証明」：商業金融課 096-328-2424

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給

各区役所福祉課
健康福祉政策課

地震により亡くなった方（審査委員会において、震災関連死と認められた方を含む）のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

熊本地震により亡くなった方（関連死も含む）のご遺族

- | | |
|-----------------|--------|
| 亡くなった方が生計維持者の場合 | ：500万円 |
| 生計維持者以外 | ：250万円 |

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前8時半～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

2. 経済的な支援

■お問合せ先

[健康福祉政策課] 096-328-2972

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
 - ・平成 28 年熊本地震の発災直前から死亡までの間に受診・入院した医療機関の資料（診療録（カルテ）、看護記録、検査結果等）、同期間に入所した施設の資料（介護記録等）等の写し
 - ・申請される方の身分証明書（運転免許証等）の写し
 - ・申請される方名義の通帳の写し
 - ・申請される方が市外にお住まいの場合、遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し
 - ・印鑑（認印可）
- ※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

2-1-3 災害義援金の支給

各区役所福祉課
健康福祉政策課

平成 28 年熊本地震により亡くなった方のご遺族に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

対象となる方

平成 28 年熊本地震により亡くなった方のご遺族（災害弔慰金の支給対象の方）
※平成 28 年熊本地震により 1 ヶ月以上の重傷を負った方又は住家に一定以上の被害を受けた方は、[2-3-3](#)をご覧ください。

■配分額

102 万円

お手続き

災害弔慰金の支給対象の方に個別にご案内いたします。
まずは、災害弔慰金（[2-1-1](#)）をお手続きください。

■申請期限

令和 3 年（2021 年）5 月 13 日（木）まで

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給

各区役所福祉課
健康福祉政策課

地震により心身に重度の障がいを受けた方（審査委員会において、震災との関連性が認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

地震により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両眼が失明したもの
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神又は身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

上記の障がいを受けた方が 生計維持者 : 250 万円
生計維持者以外 : 125 万円

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前8時半～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

※ 対象となる障がいは、両眼の失明といった重度のものとなります。まずは窓口または電話にてお問い合わせください。

■お問合せ先

[健康福祉政策課] 096-328-2972

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給

各区役所福祉課
健康福祉政策課

地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給します。

対象となる方

地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

災害により1ヶ月以上の重傷を負った方 : 3万円

住家の全壊、全焼又は流出 : 5万円

住家の大規模半壊、半壊又は半焼 : 3万円

※2-1-1 災害弔慰金及び2-2-1 災害障害見舞金の支給を受けられた方は対象となりません。

※「重傷を負った方」は、平成28年熊本地震による直接的なけがをされた方が対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前8時半～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東区福祉課] 096-367-9127

[西区福祉課] 096-329-5403 [南区福祉課] 096-357-4129

[北区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

■必要なもの

<重傷の場合>※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

- ・医師の診断書（療養期間記載のものに限る。写し可）
- ・申立書（診断書にて、今回の地震による直接的な負傷が分からない場合）

2. 経済的な支援

- 申請者名義の通帳の写し
- 印鑑（認印可）

＜住家の全壊等の場合＞※申請者は世帯主となります。

- り災証明書（写し可）
- 申請者名義の通帳の写し
- 印鑑（認印可）

※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

2-3-3 災害義援金の支給

各区役所福祉課
健康福祉政策課

平成 28 年熊本地震の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

対象となる方

平成 28 年熊本地震により 1 ヶ月以上の重傷を負った方又は住家に一定以上の被害を受けた方（災害障害見舞金又は災害見舞金の対象となる方）

※ 平成 28 年熊本地震により住家に一部損壊の被害を受けた方は、[2-3-4](#) をご覧ください。

※ 支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなった場合は支給されません。

■配分額

重傷を負った方	10万2千円
住家が全壊世帯	87万7千円
住家が全壊世帯（非課税世帯）（※1）	107万7千円
住家が大規模半壊・半壊かつ、解体をした世帯（※2）	87万7千円
住家が大規模半壊・半壊かつ、解体をした世帯（非課税世帯）（※1）	107万7千円
住家が大規模半壊・半壊世帯	43万8千5百円
住家が大規模半壊・半壊世帯（非課税世帯）（※1）	53万8千5百円

※1 非課税世帯とは、り災証明書に記載されている世帯員全員が、平成 30 年

2. 経済的な支援

度（2018年度）の住民税が非課税である世帯のことです。

- ※2 解体をした世帯への配分は、義援金申請後、先に大規模半壊・半壊として43万8千5百円を配分します。その後、被災者生活再建支援金を『解体世帯』として受給されたことを確認し、案内文を送付の上、差額を配分します。

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前8時半～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

■申請期限

非課税世帯への配分については、令和2年（2020年）3月31日（火）をもって申請受付を終了しました。

※長期入院等のやむを得ない理由がある場合は、当面の間、申請を受け付けます。
その他の配分については、令和3年（2021年）5月13日（木）まで

■必要なもの（すでに災害見舞金等を請求済みの場合）

- ・印鑑（認印可）

※ 申請書は、窓口にて配布するほか、市ホームページよりダウンロード可能

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=12828&class_set_id=2&class_id=2441

※ すでに災害見舞金等を請求済みの場合は郵送での申請が可能

《郵送での申込先》

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1

熊本市健康福祉政策課 義援金配分担当 宛

災害障害見舞金（[2-2-1](#)）又は災害見舞金（[2-3-1](#)）を事前又は同時に請求していただく必要があります。同時に申請される際は、災害見舞金等の請求に必要な書類を併せてご準備ください。

2-3-4 一部損壊世帯への災害義援金の支給

各区役所福祉課
健康福祉政策課

修理費用に 100 万円以上支出した世帯

住家が一部損壊の判定を受け、修理費用に 100 万円以上支出した世帯を対象に災害義援金を配分します。

対象となる方

住家が一部損壊の判定を受け、修理費用（※）に 100 万円以上支出した世帯

※ 日常生活に欠くことができない部分の修理が対象です。

内装や外構のみの工事、家電製品の修理等の費用は除きます。

対象となる 工事箇所・部分	<ul style="list-style-type: none">・屋根、柱、床、外壁、基礎等・ドア、窓等の開口部（ガラス・鍵の交換も含む）・上下水道、電気、ガス等の配管、配線、給排気設備（換気扇等）・衛生設備（便器、浴槽等）、給湯設備（電気温水器等） ※上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。
対象外の 工事箇所・部分	<ul style="list-style-type: none">・内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳）・外構（門、車庫、カーポート、塀、柵等）・家電製品

■配分額

1 世帯あたり 10 万円

※ 支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 8 時半～午後 4 時 月～金曜日（祝日除く）

2. 経済的な支援

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

■申請期限

令和3年（2021年）5月13日（木）まで

※令和2年（2020年）3月31日（火）から再延長になりました。

■必要なもの

《提出書類》

- 申請書【様式 1-1】または【様式 1-2】
- 住家のり災証明書（写し可）
- 修理工事の領収証の写し
- 振込口座の通帳の写し（原則としてり災者（世帯主）名義に限る）

《その他持参いただくもの》

- 修理工事の内容が分かる書類（工事内訳書、工事明細書、見積書、工事前後の写真等）
- 印鑑（認印可）

※ 申請書は、窓口にて配布するほか、市ホームページよりダウンロード可能
http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=12828&class_set_id=2&class_id=2441

《共同住宅（マンション等）の取扱いについて》

修理費用について

被災世帯（専有部分）の修理額が100万円に満たない場合でも、管理組合による共用部分の修理の個人負担相当額との合計額が100万円以上となる場合は、配分の対象となります。

個人負担相当額 = 共用部分修理費総額 ÷ 全戸数（賃貸室及び空き家を含む）

※ 共用部分の修理に関する個人負担相当額を合計した額に基づいて申請する場合には、「提出書類」に加え、管理組合による審査申請に基づき市が発行する「共用部分にかかる修理費証明書【様式2-2】」の写しが必要です。あらかじめ、管理組合にご相談ください。

申請の委任について

個人負担相当額が100万円以上の場合のみ、マンション等の管理組合代表者（理事長等）が、義援金の対象となる管理組合員から申請・受取に関して委任を受け、当該管理組合代表者名で申請することができます。

管理組合の方へ

共用部分にかかる修理費証明書の申請または義援金の対象となる管理組合員から委任を受けて行う義援金の申請のお手続きについては、熊本市ホームページをご覧ください。お問合せ先までお問合せください。

2. 経済的な支援

ひとり親（児童扶養手当受給）世帯・非課税世帯

熊本地震による住家被害で「一部損壊」のり災証明書の交付を受けた「ひとり親（児童扶養手当受給）世帯」「非課税世帯」を対象に配分していましたが災害義援金の受付は平成 29 年（2017 年）4 月 28 日をもって申請受付を終了しました。

※ ただし、長期入院等のやむを得ない理由がある場合は、令和 3 年（2021 年）5 月 13 日までにご相談ください。

対象となる方

① ひとり親（児童扶養手当受給）世帯

平成 28 年（2016 年）4 月から平成 29 年（2017 年）4 月の間に、児童扶養手当を受給中の世帯

※ この期間に 1 ヶ月分でも本市から受給していれば対象（受給予定含む）

※ ただし、平成 28 年（2016 年）4 月分のみ受給していた場合であって、平成 28 年（2016 年）4 月 13 日までに資格喪失または全部支給停止となった場合は、対象外

② 非課税世帯

り災証明書に記載されている世帯員全員について、平成 28 年度（2016 年度）の住民税が非課税である世帯

■配分額

1 世帯あたり 3 万円（①・②併給可）

※ 支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前 8 時半～午後 4 時 月～金曜日（祝日除く）

2. 経済的な支援

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

■必要なもの

《共通書類》

- 申請書
- 住家のり災証明書（写し可）
- 振込口座の通帳の写し（原則としてり災者（世帯主）名義に限る）
- 印鑑（認印可）

※ 申請書は、窓口にて配布するほか、市ホームページよりダウンロード可能
http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=12828&class_set_id=2&class_id=2441

《ひとり親（児童扶養手当受給）世帯》

- 児童扶養手当証明書の写し

《非課税世帯》

- 平成28年度（2016年度）の住民税（所得・課税）証明書（世帯全員分）
（平成28年（2016年）1月1日に住所を有していた市町村にて発行を受けてください。）

※写しは、全てA4サイズの用紙でコピーしてください。

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 被災者生活再建支援金の支給 (3-2-2) (3-4-1)

各区役所福祉課
健康福祉政策課

熊本地震により住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に生活再建の支援金を支給します。

対象となる方

- ① 住宅が全壊の被害を受けた世帯
- ② 住宅が大規模半壊の被害を受けた世帯
- ③ 住宅が半壊（大規模半壊を含む）の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむを得ない事由により、解体をした世帯（全壊扱いとなります。）
- ④ 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむを得ない事由で解体をした世帯（全壊扱いとなります。）

■支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
複数員 世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身 世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

※加算支援金（賃貸）は、公営住宅、民間借上げ住宅（みなし仮設住宅）、仮設住宅への入居は対象となりません。

※一度、基礎支援金の「大規模半壊」で申請した後、申請期間内にやむをえない事由により解体した場合は、解体世帯として基礎支援金の差額申請を行うことができます。

2. 経済的な支援

※加算支援金を「賃貸」で申請した後、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は差額の申請を行うことができます。

（「補修」で受給済の場合、「建設・購入」による再申請（差額申請）は原則できません。）

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前8時半～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312

[東 区福祉課] 096-367-9127

[西 区福祉課] 096-329-5403

[南 区福祉課] 096-357-4129

[北 区福祉課] 096-272-1118

[健康福祉政策課] 096-328-2972

■申請期限

①基礎支援金：令和3年（2021年）5月13日（木）まで

②加算支援金：令和4年（2022年）5月13日（金）まで

※加算支援金の申請期限が延長されました。

※加算支援金の申請は、再建先の契約（建築契約・賃貸借契約等）が済み次第申請できますので、お早めにお手続きください。

■必要なもの

区分		全壊世帯	大規模半壊世帯	解体世帯（全壊扱い）	
				大規模半壊半壊	敷地被害
基礎支援金	(ア)り災証明書の原本	○	○	○	○
	(イ)閉鎖事項証明書の原本 （滅失登記簿謄本）			○	○
	敷地被害証明書類（コピー可）				○
	(ウ)住民票の原本 世帯全員分、続柄記載のもの	○	○	○	○
	(エ)預金通帳の写し 「よみがな」が記載されている部分	○	○	○	○
加算支援金	(オ)契約書等の写し	○	○	○	○

※ 「対象となる方」の③及び④に該当し、住宅を解体した場合には、そのことを

2. 経済的な支援

証明する法務局発行の「閉鎖事項証明書」（滅失登記簿謄本）が必要です。（公費解体を利用の場合は、熊本市が発行する「被災家屋等の解体・撤去完了通知書」でも可）

- ※ 敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書など）が必要です。
- ※ 住民票の住所とり災した住所が異なる場合は、り災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類（水道・電気等の料金明細等）が必要です。
- ※ 加算支援金の申請にあたっては、再建方法の確認のため、購入時の契約書、補修工事の契約書等が必要です。（申請受付後、審査により見積書等の追加書類の提出をお願いする場合があります。）
- ※ その他必要な申請書等は窓口にて配布します。

2-4-3 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付（3-2-5）

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会

生活福祉資金の福祉費とは、低所得世帯（※1）や障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療育又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対して、日常生活を送るうえで一時的に必要な経費として貸付ける資金です。

今回の熊本地震で被災された皆様の「住宅の補修」や「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」について、特例的に償還期間（返済の期間）等を延長してお貸しします。

※1 熊本地震を起因として勤務先の休廃業等により低所得となった場合を含みます。

貸付内容

- 貸付限度額：
 - ①住宅の補修・保全等のための資金250万円以内
 - ②災害を受けたことにより臨時に必要な経費150万円以内（家具什器の買い替えや外壁、納屋の補修など（生活費は除く））
- 据置期間：貸付の日から2年以内
- 償還期間：据置期間終了後20年以内
- 連帯保証人：原則として1人必要（いない場合も借入申請は可能です。）
- 貸付利子：無利子（連帯保証人ありの場合）又は1.5%（連帯保証人なしの場合）

お手続き

■相談窓口

居住する地区の民生委員 または 各区の社会福祉協議会

※ この資金は、世帯の安定を図ることを目的としていますので、申込から返済が終了するまで、お住まいの地域の民生委員が相談、援助活動を行います。

■申請に必要なもの

- ・住民票謄本（全部記載）
 - ・所得・課税証明書（所得証明書及び課税証明書）
 - ・り災証明書
 - ・その他、社会福祉協議会が審査のために求める書類
- ※ 住宅計画書や見積書など、資金の用途により提出していただく書類が異なりますので、各区の社会福祉協議会にご相談ください。

■お問合せ先

熊本市社会福祉協議会 中央区事務所 096-288-5081

東区事務所 096-282-8379 西区事務所 096-288-5817

南区事務所 0964-28-7030 北区事務所 096-272-1141

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-2 住まいを補修したい・修理したい

3-2-1 被災住宅の応急修理

住宅政策課 096-328-2989

熊本市における平成 28 年熊本地震に伴う被災住宅の応急修理制度は、平成 31 年（2019 年）3 月 13 日をもって終了しました。

3-2-2 被災者生活再建支援金の支給（2-4-1）（3-4-1）

[「2-4-1 被災者生活再建支援金の支給」](#)を参照

3-2-4 ひとり親家庭への貸付（住宅）（3-4-8）

熊本市母子父子相談室 各区保健子ども課

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

- 原則、連帯保証人が 1 名以上必要です。
※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。
- 当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されていることが必要です。
- その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談ください。
※物置、車庫等の付属家は対象外です。

3. 住まいの確保・再建のための支援

※必ず事前相談が必要となります。

※申請から実際の送金まで通常2ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150万円

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年1%の利子がかかります。

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）

096-372-1228

熊本市中央区大江6丁目1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）

各区保健子ども課（午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日休み）

中央区保健子ども課 096-328-2421

東区保健子ども課 096-367-9130

西区保健子ども課 096-329-6838

南区保健子ども課 096-357-4135

北区保健子ども課 096-272-1104

3-2-5 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付（2-4-3）

[「2-4-3 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付」](#)を参照

3-2-6 補修工事（見積書、契約、工事内容等）に関する相談

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいるダイヤル（公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口の愛称）では、補修工事（見積書、契約、工事内容等）などについて、1級建築士である相談員が相談を受け付けています。（無料）

また、建設住宅性能評価を受けた住宅、住宅瑕疵担保責任保険が付いた住宅及び住宅リフォームに関する相談では、弁護士会で弁護士と建築士が面談する専門家相談（対面相談）も受け付けています。（無料）

お問合せ先

0570-016-100 【午前10時～午後5時（土、日、祝休日を除く）】

※ナビダイヤルは市内料金で通話できます。

上記ナビダイヤル以外に 03-3556-5147 もご利用いただけます。

ホームページ

■公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

<https://www.chord.or.jp/>

3-2-8 熊本県復興関係公共事業等住宅再建支援事業(二重ローン対策) (3-4-12)

熊本県住宅課 096-333-2547

住宅再建により二重にローンを抱えることになった方への支援制度です。
※令和2年(2020年)3月末が申請期限でしたが、熊本地震の復興関係公共事業又は被災マンションの建替え等の理由により住宅の再建が完了しなかった方に限り期間を延長して申請を受付けています。

対象となる方

住宅に一部損壊以上の被害を受け、二重の住宅ローンを抱えることとなった方で、以下の①～⑤をすべて満たす方

- ① 県内の自ら居住する住宅が熊本地震により被災し、発災(平成28年(2016年)4月14日)以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している方
- ② 熊本県の復興関係公共事業等(※1)やむを得ない理由により令和2年(2020年)3月31日までに住宅の再建が完了しなかった方
- ③ 300万円以上の新たな住宅ローン(※2)を契約したこと
- ④ ①の被災住宅の既存ローン(※3)残高が500万円以上あること(※4)
- ⑤ 世帯員に新たな住宅債務を契約する日の属する前年の課税所得金額が780万円を超える者がいないこと

※1 復興関係公共事業とは益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、県道熊本高森線4車線化事業、宅地耐震化推進事業、被災関連地域防災がけ崩れ対策事業、市町村が施工する被災宅地復旧支援事業、または被災マンションの建替えを指します。

※2 熊本県内での住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築及び補修、居住する住宅に係る宅地の購入又は補修を目的に金融機関等から借入れをした資金で、平成28年(2016年)4月15日以降に金銭消費貸借契約をしたもの。

※3 熊本県内での住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築及び補修、居住する住宅に係る宅地の購入又は補修を目的に金融機関等から借入れをした資金で、平成28年(2016年)4月14日以前に金銭消費貸借契約をしたもの。

※4 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点。

3. 住まいの確保・再建のための支援

補助金額

既存の住宅ローンにかかる利子相当額
(元利均等毎月償還による算定額(上限50万円))

申請期間(最終期限)

令和4年(2022年)3月まで

※ R3年4月時点。

※ 補助申請は、新たな住宅ローンの契約時点から、原則3ヶ月以内に申請してください。

お手続き

■申請窓口・お問合せ先

熊本県住宅課 096-333-2547

《郵送でも申請可》

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県住宅課計画班 二重ローン対策補助担当 宛

■必要なもの

- ・ 交付要項に定める様式1、様式2、様式3 ※
- ・ 市町村長の発行するり災証明書の写し
- ・ 新たな住宅ローンに係る金銭消費貸借契約書の写し
- ・ 新たな住宅ローンに係る工事契約書の写し(見積書、請求書、領収書も可)
- ・ 補助金の振込先のわかる預金通帳の写し
- ・ 新たな住宅ローンを契約する日の属する前年(前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年)の所得証明書(市町村が発行するもので、世帯員全員分)
- ・ 住民票(世帯員全員の記載があるもの)
- ・ 金融機関等の発行する融資残高等証明書(第1-1号様式) ※
(証明基準日が新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点のもの)
- ・ 補助金額算定表(第1-2号様式) ※
- ・ チェックリスト(第1-3号様式) ※
- ・ 熊本県の復興関係公共事業等であることを証明する書類(第1-4号様式) ※
- ・ その他、知事が必要と認めるもの

※ 申請書等は、以下の熊本県ホームページに掲載されているほか、熊本県住宅課(熊本県庁本館12階)・各市町村の窓口でも入手できます。

《熊本県HP》熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金のお知らせ
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/117/82887.html>

被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）

熊本地震で被災し、住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？

地震からの生活再建において、震災前のローンは大きな負担となります。熊本地震の影響でローンにお困りの方は、「被災ローン減免制度」（自然災害債務整理ガイドライン）を利用して、住宅ローンなどの免除・減額の申し出ができる場合があります。

詳しくは、ローンの借入先または熊本県弁護士会（096-325-0009）へお尋ね下さい。

3-2-9 自宅再建利子助成（3-4-14）

各区役所福祉課
健康福祉政策課

平成28年熊本地震の被災者で、居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を助成します。

※日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」との併用はできません。

※「災害援護資金の貸付」に係る利子は助成対象となりません。

※民間賃貸住宅入居支援助成との併給はできません。

対象となる方

次の（1）（2）（3）の要件を満たす方が再建先（熊本県内）の住宅へ入居した場合に対象となります。

（1）次のア、イのいずれかに該当する方

ア 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）入居者で、供与期間中に退去した方（供与期間が延長になった場合は、延長期間内に退去した方）

イ 応急仮設住宅入居者以外で、次の（A）、（B）のいずれかに該当する方

（A）熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊、大規模半壊』の方

（B）熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住宅を解体した方

（2）住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年の収入（所得）額が、世帯収入要件を満たす世帯

3. 住まいの確保・再建のための支援

- (3) 上記(1)及び(2)の要件をいずれも満たし、住宅を再建するために自ら又は自らの2親等以内の親族が金融機関等から融資を受けた方
※支給前(申請後の場合も含む)に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

《収入要件》

- (1) 世帯収入(世帯員の合計): 給与収入のみの場合500万円以下(事業所得の場合350万円以下)
(2) 世帯の中に23歳未満の「子」を扶養する方がいる場合は下記のとおり収入要件が緩和されます。

扶養親族1人の場合	世帯収入550万円以下 (事業所得の場合390万円以下)
扶養親族2人の場合	世帯収入600万円以下 (事業所得の場合430万円以下)
扶養親族3人以上の場合	世帯収入700万円以下 (事業所得の場合510万円以下)

※個人事業者等(給与収入以外)は、所得で判断します。

※高齢者、障がい者についても、収入要件の緩和があります。

助成額

- (1) 助成額: 借入額(※1)、利率(※2)、返済期間により算定した利子額
※1 実際の借入額が850万円を超える場合、助成額算定の借入額は850万円とします。
※2 実際の借入契約の利率と、借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」基本融資額の利率とのいずれか低い利率とします。
※店舗兼住宅などを建設・購入するため融資を受けた場合は、居住部分の割合で借入額を算定します。(居住部分の割合は、建設・購入の図面にて確認いたします。)
- (2) 助成方法: 上記により算定した額を交付決定後に一括交付します。

■必要な書類

《共通》

- ① 熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
- ② 住宅再建後の住民票(再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの)
- ③ 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年の収入(所得)を証明する(前年の収入(所得)を証明する所得・課税証明書が取得できない場合は、前々年の収入(所得)を証明する)所得・課税証明書(個人分、世帯全員のもの)

3. 住まいの確保・再建のための支援

- ④ 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書（抵当権設定契約書がない場合には工事請負契約書等）及び返済予定表の写し
 - ⑤ 補助金の振込先が分かる預金通帳の写し（原則申請者名義のもの）
 - ⑥ 自宅再建利子助成事業補助金交付申請書
 - ⑦ 請求委任及び口座振替支払依頼書
 - ⑧ 入居者一覧表
 - ⑨ 自宅再建利子助成事業完了実績報告書
- ※⑥～⑨の書類は、申請窓口または市ホームページで入手できます。

《世帯の中に 23 歳未満の被扶養者がいる方》

- ・被扶養者一覧表

※申請窓口または市ホームページで入手できます。

《り災証明書の判定が半壊で、やむを得ず住宅を解体された方》

- ・被災した住宅の解体を証明する書類の写し
（閉鎖事項証明書、被災家屋等の解体・撤去完了通知書又は被災者生活再建支援金の交付決定通知書）

《別居する扶養親族がいる方》

- ・戸籍全部事項証明（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
- ・住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年の別居する扶養親族の収入（所得）を証明する（前年の収入（所得）を証明する所得・課税証明書が取得できない場合は、前々年の収入（所得）を証明する）所得・課税証明書

《世帯の中に障がい者又は特別障がい者がいる方》

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し（氏名、生年月日、障がいの程度が記載されている箇所）

《申請者と融資を受けた方が異なる場合》

- ・申請者と融資を受けた方の関係を示す書類（戸籍全部事項証明書等）

《申請者以外の方に補助金の振込みをする場合》

- ・申請者と補助金受領者の関係を示す書類（戸籍全部事項証明書等）
- ・委任状

《店舗兼住宅等を建設・購入し融資を受けた方》

- ・建物の居住用に使用する部分の床面積と事業用に使用する部分の床面積を算出したもの
- ・建物の建設・購入にかかる図面
- ・工事請負契約書又は不動産売買契約書

■申請窓口

各区役所福祉課

※申請には、印鑑（認印可、ただし朱肉使用のものに限ります）が必要です。

3. 住まいの確保・再建のための支援

■受付時間

午前8時半～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

■申請期限

再建先の住宅に入居した日から6ヶ月経過した日、又は令和4年（2022年）3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

3-2-10 リバースモーゲージ利子助成（3-4-15）

各区役所福祉課
健康福祉政策課

平成28年熊本地震の被災者で、居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を助成します。

※リバースモーゲージ型融資：所有する自宅や土地を担保に、金融機関が資金を融資する制度。借入金は利用者の死亡後担保物件を売却して一括返済するか、相続人による現金一括返済となるため、月々の返済は利息のみ。

対象となる方

次の（1）（2）のいずれかの要件を満たす方が再建先（熊本県内）の住宅へ入居した場合に対象となります。

（1）応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）入居者で、供与期間中に退去した方

（供与期間が延長になった場合は、延長期間内に退去した方）

（2）応急仮設住宅入居者以外で、熊本市が発行した住家のり災証明書の交付を受けた方

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

3. 住まいの確保・再建のための支援

助成額

(1) 助成額：借入額（※1）×利率（※2）×20年分

※1 実際の借入額が850万円を超える場合、助成額算定の借入額は850万円とします。

※2 借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の基本融資額の利率とします。

(2) 助成方法：上記により算定した額を交付決定後に一括交付します。

お手続き

■必要な書類

- ① 熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
 - ② 住宅再建後の住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの）
 - ③ 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書（抵当権設定契約書がない場合には工事請負契約書等）及び返済予定表の写し
 - ④ 補助金の振込先が分かる預金通帳の写し（申請者名義のもの）
 - ⑤ リバースモーゲージ利子助成事業補助金交付申請書
 - ⑥ 請求委任及び口座振替支払依頼書
 - ⑦ 入居者一覧表
 - ⑧ リバースモーゲージ利子助成事業完了実績報告書
- ※⑤～⑧の書類は、申請窓口または市ホームページで入手できます。

■申請窓口

各区役所福祉課

※申請には、印鑑（認印可、ただし朱肉使用のものに限ります）が必要です。

■受付時間

午前8時半～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2972

■申請期限

再建先の住宅に入居した日から6ヶ月経過した日、又は令和4年（2022年）3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1 被災者生活再建支援金の支給 (2-4-1) (3-2-2)

[「2-4-1 被災者生活再建支援金の支給」](#)を参照

3-4-4 民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供

住宅政策課 096-328-2989

民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設）の新規申請受付は、平成 29 年（2017 年）3 月 31 日をもって終了しました。

ユニットハウスやコンテナハウス等の借上げ事業

住宅政策課 096-328-2989

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日をもって新規申請受付を終了しました。

3-4-7 建築確認申請等・開発許可申請等 手数料等の免除

建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

住家に半壊以上の被害を受けた方が建築する一戸建て住宅の建築確認申請等の手数料を当分の間、免除します。

※ 対象となる申請等は、熊本市へ申請される場合のものです。

※ 市内の民間確認検査機関へ申請される場合でも、減免となる機関がありますので、申請される機関へ直接お尋ねください。

3. 住まいの確保・再建のための支援

対象となる建築物等

■対象建築物

- ・一戸建ての住宅 ※長屋、共同住宅は対象となりません

■期限

令和2年（2020年）4月15日までに建築する場合としておりましたが、市長が定める期間として、当分の間、免除することとしました。（免除を取りやめる場合には、ホームページ等で再度、お知らせ致します。）

対象となる申請等

- ・確認申請
- ・完了検査申請
- ・建築基準法第43条第1項第1号の規定に基づく建築の認定申請
- ・建築基準法第43条第1項第2号の規定に基づく建築の許可申請
- ・建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可申請

お手続き

■申請窓口

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

■必要なもの

- ・手数料免除申請書
- ・り災証明書の写し

開発許可申請等に係る手数料免除

開発指導課 096-328-2507

熊本地震によって被災した建築物等を移転又は建替等を行う場合に、開発許可又は宅地造成に関する工事の許可申請等に係る手数料を免除します。

対象となる方

今回の地震による建築物のり災証明書の発行を受けた者で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う者

- ① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。

3. 住まいの確保・再建のための支援

- ② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- ③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- ① 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）
※ 非自己用を除く。
- ② 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書き）
- ③ 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）
- ④ 宅地造成工事許可申請手数料（宅地造成等規制法第8条）

■期限

令和2年（2020年）4月15日までに建築する場合としておりましたが、市長が定める期間として、当分の間、免除することとしました。（免除を取りやめる場合には、ホームページ等で再度、お知らせ致します。）

お手続き

■申請窓口

開発指導課 096-328-2507

■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

※ 手数料免除申請書は本市ホームページに掲載しております。

3-4-8 ひとり親家庭への貸付（住宅） （3-2-4）

[「3-2-4 ひとり親家庭への貸付（住宅）」](#)を参照

3-4-9 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談

住宅金融支援機構

このたびの災害により被害が生じた住宅の所有者、居住者又は分譲マンションの管理組合等の方が、住宅を建設、購入又は補修する際の融資について、住宅金融支援機構が相談窓口を設置しています。

災害復興住宅融資

対象となる方

個人住宅	賃貸住宅	分譲マンションの共用部分(補修)
①被災住宅の所有者又は居住者で、ご自身が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方 ②「り災証明書」※を交付されている方等	①被災賃貸住宅の所有者で、賃貸事業を行うため建設、購入又は補修する方(り災後に賃貸住宅を取得された場合はお申込みいただけません) ②「り災証明書」※を交付されている方等	①共用部分が被害を受けたことを証する「り災証明書」の交付を受けている管理組合等 ②修繕積立金が、一年以上定期的に積み立てられており、管理費や組合費と区分して経理されており、滞納割合が原則 10%以内であること等 ③共用部分に 10 万円×戸数以上の工事費を要する被害があること
※「り災証明書」 ◆建設、購入の場合 「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」 ◆補修の場合 住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」		

申込受付期間

令和4年(2022年)3月31日まで

相談窓口

◆電話相談(住宅金融支援機構)

個人住宅	賃貸住宅	分譲マンションの共用部分(補修)
住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 受付時間:午前9時~午後5時 (祝日及び年末年始を除く)	住宅金融支援機構 九州支店まちづくり業務グループ 092-233-1509 受付時間:午前9時~午後5時 (土日、祝日及び年末年始を除く)	

3. 住まいの確保・再建のための支援

※対面でのご相談をご希望の方は、お客さまコールセンターへご連絡ください。

融資の概要（主なもの）

	個人住宅	賃貸住宅	分譲マンションの共用部分(補修)						
融資金利	<p>◆団体信用生命保険に加入する場合</p> <p>新機構団信 年 0.84%</p> <p>新機構団信（デュエット） 年 1.02%</p> <p>新3大疾病付機構団信 年 1.08%</p> <p>◆団体信用生命保険に加入しない場合 年 0.64%</p>	<p>◆建設・購入・補修 年 0.35%</p>	<p>◆補修 年 0.35%</p>						
<p>※お申込み時の金利が適用される「全期間固定金利」です。</p> <p>※融資金利は毎月改定します。融資金利の詳細及び最新金利は、前項相談窓口までご連絡いただくか、住宅金融支援機構ホームページ（https://www.jhf.go.jp/）でご確認ください。</p> <p>※令和3年（2021年）4月1日時点の金利を記載しています。</p>									
融資限度額	「工事費等の所要額」と「融資限度額」のいずれか低い金額となります。	「工事費等の所要額」と「融資限度額（1戸当たりの融資限度額×融資対象住宅戸数）」のいずれか低い金額となります。	「工事費等の所要額」と「150万円×融資対象住宅戸数」のいずれか低い金額となります。						
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建設</td> <td>土地を取得する場合（注） 3,700万円</td> </tr> <tr> <td>土地を取得しない場合 2,700万円</td> </tr> <tr> <td>購入</td> <td>3,700万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>1,200万円</td> </tr> </table> <p>（注）り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合</p>	建設	土地を取得する場合（注） 3,700万円	土地を取得しない場合 2,700万円	購入	3,700万円	補修	1,200万円	
建設	土地を取得する場合（注） 3,700万円								
	土地を取得しない場合 2,700万円								
購入	3,700万円								
補修	1,200万円								
保証人	必要ありません。	（一財）住宅改良開発公社	（公財）マンション管理センター						
※ 別途、保証料が必要となります。									

3. 住まいの確保・再建のための支援

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興住宅融資のご利用にあたっては、お申込みいただくための要件等があります。融資制度の詳細をお知りになりたい場合は、住宅金融支援機構ホームページ (https://www.ihf.go.jp/) 又は前項の相談窓口にてご確認ください。 ・お申込みの条件を満たしている場合でも、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については、融資をお断りしたり、ご希望の融資額から減額すること等があります。
-----	---

令和3年(2021年)4月1日時点

満60歳以上の方がお申込みできるリバースモーゲージ型の災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)についても、住宅金融支援機構が相談を承ります。

災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)※リバースモーゲージ型融資

対象となる方

- ①お申込み時の年齢が満60歳以上の方
- ②被災住宅の所有者、居住者又は賃借人で、ご自身が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方
- ③「り災証明書」※を交付されている方等

※「り災証明書」 ◆建設、購入:「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」
◆補修:住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」

申込受付期間

令和4年(2022年)3月31日まで

相談窓口

◆電話相談(住宅金融支援機構)

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

受付時間:午前9時~午後5時(祝日及び年末年始を除く)

※対面でのご相談をご希望の方は、お客さまコールセンターへご連絡ください。

融資の概要(主なもの)

融資	年 2.16% (令和3年(2021年)4月1日時点)
金利	<p>※お申込み時の金利が適用される「全期間固定金利」です。</p> <p>※融資金利は毎月改定します。融資金利の詳細及び最新金利は、上記相談窓口までご連絡いただくか、住宅金融支援機構ホームページ (https://www.ihf.go.jp/) でご確認ください。</p>
	「工事費等の所要額」又は「申込区分に応じた次表の①若しくは②の額」のうちいずれか低い金額となります。

3. 住まいの確保・再建のための支援

融資 限度額	申込区分	①融資限度額	②担保評価額（建物と土地の合計額）
	建設	土地を取得する場合 3,700万円	●建物 工事請負契約書の建設費×60% ●土地 ・土地を購入しない場合 ：固定資産税評価額×10/7×60% ・土地を購入する場合 ：購入価額×60%
		土地を取得しない場合 2,700万円	
	購入	3,700万円	●建物・土地共通 購入価額×60%
補修	1,200万円	●建物 ・全部改築（建替え）場合 ：工事請負契約書の建設費×60% ・全部改築（建替え）以外の場合 ：固定資産税評価額×10/7×60% ●土地 固定資産税評価額×10/7×60%	
返済 期間	申込人（連帯債務者を含みます。以下同じです。）全員がお亡くなりになるときまでです。		
返済 方法	<p>毎月のお支払は、利息のみです。</p> <p>借入金の元金は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金による支払、融資住宅及び土地の売却等により一括してご返済いただきます。</p> <p>なお、機構は、融資住宅及び土地の売却代金によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。</p> <p>※申込人がご存命中に元金の全部又は一部を繰り上げて返済することもできます。（一部を繰り上げて返済する場合は、元金100万円以上であることが必要です。）</p> <p>※次の場合は、住宅と土地を売却せずに残していただくことができます。</p> <p>①申込人がご存命中に一括又は分割により元金を完済した場合</p> <p>②申込人が亡くなられたときに相続人の方が手元金で元金を一括返済した場合</p>		
保証人	必要ありません。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込前に、申込人全員に、機構によるカウンセリング相談を必ず受けていただきます。 ・災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のご利用にあたっては、お申込みいただくための要件等があります。融資制度の詳細をお知りになりたい場合は、住宅金融支援機構ホームページ（https://www.jhf.go.jp/）又は前項の相談窓口にてご確認ください。 ・お申込みの条件を満たしている場合でも、審査の結果、ローンの延滞履歴があ 		

3. 住まいの確保・再建のための支援

	る等返済に懸念がある方については、融資をお断りしたり、ご希望の融資額から減額すること等があります。
--	---

令和3年（2021年）4月1日時点

3-4-11 高齢者住宅再建利子補給（リバースモーゲージ）

各区役所福祉課
健康福祉政策課

[「3-2-10 リバースモーゲージ利子助成」](#)に移行しました。

3-4-12 熊本県復興関係公共事業等住宅再建支援事業（二重ローン対策）（3-2-8）

熊本県住宅課 096-333-2547

[「3-2-8 熊本県復興関係公共事業等住宅再建支援事業（二重ローン対策）」](#)を参照

3-4-14 自宅再建利子助成（3-2-9）

各区役所福祉課
健康福祉政策課

[「3-2-9 自宅再建利子助成」](#)を参照

3-4-15 リバースモーゲージ利子助成（3-2-10）

各区役所福祉課
健康福祉政策課

[「3-2-10 リバースモーゲージ利子助成」](#)を参照

3-4-16 民間賃貸住宅入居支援助成

各区役所福祉課
健康福祉政策課

平成28年熊本地震のため住居が被災したことにより、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、住まいの再建先として熊本県内の民間賃貸住宅に入居した際に要した初期費用を定額で助成します。

※「民間賃貸住宅」には、公営住宅や社宅・官舎・寮などの給与住宅は含まれません。

※ みなし仮設住宅として入居していた住宅を、そのまま住まいの再建先として、新たにご自身で契約（二者契約）された場合も対象となります。みなし仮設住宅の契約中は対象になりません。

※自宅再建利子助成との併給はできません。

対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が県内の民間賃貸住宅に入居した場合に対象となります。

- ① 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊・大規模半壊』の方
- ② 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住家の解体をした方
- ③ 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）の入居者で、応急仮設住宅の供与期間中（※1）に退去した方

※1 供与期間が延長になった場合は、その延長期間内

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

助成額

1世帯あたり 20万円

※ 「り災証明書」上の世帯が対象となります。1世帯につき、1回に限り申請可能です。

※ ただし、複数の世帯が同一の民間賃貸住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

3. 住まいの確保・再建のための支援

お手続き

■必要な書類

- 熊本市民間賃貸住宅入居支援助成金交付申請書
(申請窓口または市ホームページで入手できます)
- 熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
- 再建先の住居へ入居後の住民票の写し(世帯全員分の続柄が記載されたもの)
- 入居した民間賃貸住宅の契約書の写し(賃貸借契約書など)
※契約者名、契約日、入居住所等の入居先情報が分かる部分
※みなし仮設住宅の契約中は対象になりません。
- 振込先口座の通帳の写し
- 半壊の方は自宅の解体を証明する書類
(被災家屋等の解体・撤去完了通知書、滅失事項証明書等)

※申請には、印鑑(認印可、ただし朱肉使用のものに限ります)が必要です。

※入居に要した費用(礼金・仲介手数料等)の領収書は不要です。

■申請窓口等

住まいの再建先である民間賃貸住宅への入居完了後、郵送または申請窓口にてお手続きください。

【郵送先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
「健康福祉政策課 住まい再建助成金担当」 宛

【窓口】

各区役所福祉課

■受付時間

午前8時半～午後4時 月～金曜日(祝日除く)

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

■申請期限

再建先の民間賃貸住宅に入居した日から6ヶ月経過した日、又は令和4年(2022年)3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

3-4-17 転居費用助成

各区役所福祉課
健康福祉政策課

平成28年熊本地震のため住居が被災したことにより、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、熊本県内の住まいの再建先（新築・購入・補修した住宅、賃貸住宅・公営住宅等）へ転居した際に要した費用を定額で助成します。

※本助成金における「転居」とは・・・

- ・プレハブ仮設住宅やみなし仮設住宅から、新たな住まい（再建先）に居所を移した場合
- ・り災住所から直接住まいの再建先に居所を移した場合
- ・り災住所から親戚宅等の応急的な住まいに居住した後、新たな住まいの再建先に居所を移した場合

※応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）への転居は対象になりません。

対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が住まいの再建先に「転居」した場合に対象となります。

- ① 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊・大規模半壊』の方
- ② 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住家の解体をした方
- ③ 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）の入居者で、応急仮設住宅の供与期間中（※1）に退去した方

※1 供与期間が延長になった場合は、その延長期間内

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

助成額

1世帯あたり 10万円

※ 「り災証明書」上の世帯が対象となります。1世帯につき、1回に限り申請可能です。

※ 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）に同居する複数の世帯が、同一の再建先に転居した場合は、一つの世帯とみなします。

3. 住まいの確保・再建のための支援

お手続き

■必要な書類

- 熊本市転居費用助成金交付申請書
(申請窓口または市ホームページで入手できます)
- 熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
- 再建先の住宅へ入居後の住民票の写し(世帯全員分の続柄が記載されたもの)
- 再建先の入居に関する契約書等の写し(建築請負契約書、賃貸借契約書など)
※契約者名、契約日、入居住所等の移転先情報が分かる部分
※みなし仮設住宅の契約中は対象になりません。
- 振込先口座の通帳の写し
- 半壊の方は自宅の解体を証明する書類
(被災家屋等の解体・撤去完了通知書、滅失事項証明書等)

※申請には、印鑑(認印可、ただし朱肉使用のものに限ります)が必要です。

※転居費用の領収書は不要です。

※被災した住所又は応急的な住まいの住所が、再建先の住所と同じ場合、実際に転居があったことを証する書類が必要となる場合があります。

■申請窓口等

住まいの再建先である民間賃貸住宅への入居完了後、郵送または申請窓口にてお手続きください。

【郵送先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
「健康福祉政策課 住まい再建助成金担当」 宛

【窓口】

各区役所福祉課

■受付時間

午前8時半～午後4時 月～金曜日(祝日除く)

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

■申請期限

再建先の住宅に転居した日から6ヶ月経過した日、又は令和4年(2022年)
3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

3-4-19 被災合併処理浄化槽設置支援事業

浄化対策課 096-328-2366

熊本地震に起因し、合併処理浄化槽を設置する被災者に対して、設置費用の一部を補助します。

対象となる方

熊本地震に起因し、合併処理浄化槽を設置する方又は設置した方
(熊本市合併処理浄化槽設置補助金の対象者は除く。)

対象建築物

熊本市の下水道事業計画区域内にある専用住宅及び併用住宅
(賃貸住宅等を除く。)

補助上限額

5人槽：296千円、7人槽：324千円、10人槽：384千円

お手続き

■申請窓口

浄化対策課(熊本市役所7階)

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

■申請方法

設置の時期によって申請の方法が異なります。

(1)平成28年(2016年)4月14日から平成29年(2017年)12月21日までに合併処理浄化槽の新規設置工事に着手した方

■必要な書類

補助金交付申請兼実績報告書

補助金交付請求書

振込口座の通帳の写し(通帳表紙裏ページ)

市税滞納有無調査承諾書

り災証明書の写し

合併処理浄化槽の工事費が確認できる書類

合併処理浄化槽の設置工事後の完成写真

3. 住まいの確保・再建のための支援

※その他、必要に応じて新たな書類をお願いする場合があります。

※申請には、印鑑（認印可、ただし朱肉使用のものに限ります）が必要です。

■受付期間

令和4年（2022年）3月10日まで

（2）平成29年（2017年）12月22日以降に、合併処理浄化槽の新規設置工事に着手し、令和4年（2022年）3月10日までに完了を予定している方

■必要な書類

補助金交付申請書

合併処理浄化槽の工事費の内訳を記載した見積書の写し

市税滞納有無調査承諾書

り災証明書の写し

合併処理浄化槽の設置工事を予定する場所の写真

※その他、必要に応じて新たな書類をお願いする場合があります。

※申請には、印鑑（認印可、ただし朱肉使用のものに限ります）が必要です。

■受付期間

令和4年（2022年）3月10日まで

※申請の手引き、申請書は市ホームページよりダウンロード可能

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=17774&class_set_id=2&class_id=215

3-5 被災した宅地等を復旧したい

3-5-1 熊本市宅地復旧支援事業（熊本地震復興基金）

震災対策課 096-328-2966

令和2年（2020年）3月31日をもって、受付を終了しました。

3-5-2 宅地耐震化推進事業

震災対策課 096-328-2966

令和2年（2020年）3月31日をもって、受付を終了しました。

3-5-3 熊本市私道復旧事業（熊本地震復興基金）

各土木センター

熊本地震で被災した私道の復旧について補助を行います。

対象となる私道

- ・ 一般交通の用に供しているものであること。
- ・ 公道（道路法上の道路等）に接続するものであること。
- ・ 幅員が概ね1.8m以上であること。
- ・ 所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいること。
- ・ 集落等で維持管理しているものであること。

対象となる工事等

- ・ 地震前の状態に戻す（原形復旧）工事
- ・ 工事に必要な調査・設計業務

3. 住まいの確保・再建のための支援

《対象となる工事の例》

- ・被災した砂利道を砂利道に復旧する。
- ・被災したアスファルト舗装道をアスファルト舗装にて復旧する。
- ・被災した安全防護柵・側溝を被災前の状態に復旧する。

補助額

事業費によって補助率が異なりますのでご注意ください。

事業費の額	補助額
50万円未満	補助対象外
1,000万円以下	対象事業費の3/4
1,000万円超～2,000万円未満	対象事業費に1/2を乗じた額に250万円を加えた額
2,000万円以上	1,250万円（交付上限額）

お手続き

■申請窓口

申請をご検討されている方は、下記の申請窓口にてご相談ください。
ご相談はお電話でも承っております。

中央区土木センター 096-355-2936
東区土木センター 096-367-4360
西区土木センター 096-355-2937
南区土木センター 096-357-4801
北区土木センター 096-245-5050

※相談後、本制度に該当すると判断した場合、申請書類等の案内を行います。

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

4. 生活面への支援

4-5 生活に関することについて（相談窓口）

4-5-1 消費生活相談

熊本市消費者センター 096-353-2500

今回の熊本地震に伴い、賃貸アパートからの退去、屋根修理工事等その他の事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

- ・熊本市消費者センター
096-353-2500（平日：午前9時～午後5時 電話及び面談）
- ・熊本県消費生活センター
096-383-0999（平日：午前9時～午後5時 電話及び面談）

4-5-2 こころの健康相談

こころの健康センター 096-362-8100

熊本地震で被害にあわれた方や、不幸にして亡くなられた方に近い方々にも、様々な心の不調がでることがあります。被災後時間が経過してから不調が現れる方もおられます。

こころの健康については、以下の電話番号でご相談を受け付けております。

電話相談窓口

- ・こころの健康センター（ウェルパルクまもと3階）
096-362-8100 平日 午前9時～午後4時
- ・熊本こころのケアセンター
※熊本地震で被災された方々のこころのケアを専門的に行うために開設された機関です。
096-385-3222 平日 午前9時～午後4時

4. 生活面への支援

■その他の電話相談窓口

・熊本こころの電話

096-285-6688 年中無休：午前 11 時～午後 6 時 30 分

・熊本いのちの電話

096-353-4343 年中無休：24 時間

0120-783-556 ※毎月 10 日はフリーダイヤルで実施

・よりそいホットライン

0120-279-338 年中無休：24 時間

4-5-5 無料法律相談（弁護士）

広聴課 096-328-2075

無料法律相談（弁護士）は下記で行っております。

対象となる方

熊本市に住民登録をされている方で個人の相談に限る
（同一内容の再相談や継続相談は受けられません）

相談窓口

■相談日：毎週 月、水、金曜日

■時 間：午後 1 時～午後 4 時 ※ 相談時間は、1 人 20 分です。

■場 所：熊本市役所 3 階 広聴課相談室

■予 約：相談日の 2 週間前の月曜日（祝日の場合は翌日）より先着順

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が電話によりお答えします。

※ 専用番号へ事前に予約申込をお願いします。

※ 当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

特別相談予約受付専用 096-234-7499（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時）

その他の法律相談は、「[4-5-7 熊本地震関連法律相談窓口](#)」をご参照ください。

4-5-6 よりそいホットライン

広聴課 096-328-2075

暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを聞いてほしい方、外国語による相談、被災者の方で困っている方など電話相談の専門員がお待ちしています。ひとり抱え込まずに、お電話ください。

■相談ダイヤル 0120-279-338 (24時間 年中無休)

4-5-7 熊本地震関連法律相談窓口

広聴課 096-328-2075

相談例

- ローンが残った住宅や車が被災して二重にローンをくまなければならなくなるが、支払いはどうなるのだろうか。
- 隣家の瓦が地震で落下して、自宅等が損傷を受けたが、何か請求できるのか。
- 自宅のブロック塀が倒れ、隣家の建物を壊してしまった。
- 借家が被災して住めない状況だが、家賃は支払わなければならないのか。
- 会社を経営しているが、事業再開の目途が立たない。従業員の給料はどうすればいいのか。

■相談窓口一覧

		相談窓口			電話	相談時間	相談機関	備考
		面談	電話					
1	弁護士	●		熊本地震無料法律相談(予約制)	予約専用電話 096-325-0009	地区により開催日時が異なるため、お尋ね下さい	熊本県弁護士会 法律相談センター	面談による相談 県内8ヶ所(熊本、八代、玉名、山鹿、人吉、天草、阿蘇、益城) 地震に関する相談は無料。 内容によっては、料金がかかります。
2	司法書士		●	震災夜間無料相談	096-364-0800	月・木曜 18時~20時	熊本県青年司法書士会	予約不要

4-5-8 ボランティアについて（相談窓口）

熊本市社会福祉協議会

熊本市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティアに関する相談やボランティアの紹介を行っております。お困りごとがありましたら、熊本市社会福祉協議会までご相談ください。

熊本市社会福祉協議会

地域福祉推進課ボランティアセンター 096-288-2748

4-6 その他

4-6-1 共同墓地等の復旧にかかる補助事業について

生活衛生課 096-364-3187

熊本地震により被災した墓地（地域で管理している共有の墓地）において、通路部分や擁壁等の共有部分の復旧を支援するため、復旧工事費用の一部に対して補助を行います。

対象となる共同墓地

集落共有の墓地等

※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地を除く

対象となる工事

熊本地震後に実施した、あるいはこれから実施する共有部分の復旧工事

- 共有の通路
- 擁壁、外構
- 共有の水道設備
- その他共有の建築物 等

※共同墓地内であっても、個人の墓碑等の損壊に対しての補助はありません

4. 生活面への支援

対象となる方

共同の墓地施設を管理する管理組合、集落又は自治会等、対象となる共同墓地の管理者

お手続き

■申請窓口・受付時間

生活衛生課（平日 午前8時30分～午後5時15分まで）

■必要な書類

- ・申請書
- ・被災状況が確認できる写真
- ・復旧工事の見積書
- ・墓地等の管理組合同規約 等

■申請の期限

令和4年3月31日（木曜日）まで

※令和3年度で当該事業は終了の予定としています。

※令和4年3月31日までに工事が完了しない等、令和3年度中に申請が間に合わないものについては、令和3年9月30日までに申し出のあったものについてのみ令和4年度中の申請を受け付けします。

※詳しくは生活衛生課にお尋ねください。

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-2 固定資産税の特例

固定資産税課

被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置について

住宅用地の特例を受けていた土地が、熊本地震の影響で被災した住宅を解体した後、やむを得ない事情により住宅の建て替えが遅れている場合、固定資産税及び都市計画税は、解体前と同様住宅用地とみなして課税していました。

令和3年度（2021年度）税制改正により、この特例措置の適用期間が2年間延長されます。

要件

- (1) 融資の申請をしているが、決定されていない。
- (2) 住宅会社の都合で着工が遅れている。
- (3) 公共工事の完了を待っている。
- (4) 住宅復旧に時間がかかっている。

■必要書類

- ・特例期間延長申告書等

※添付書類等に関する詳細は、事前にお尋ねください。

被災代替家屋・償却資産の特例措置について

【家屋】

熊本地震により滅失・損壊した家屋の所有者が、令和5年（2023年）3月31日までに代替家屋を取得し、又は地震で損壊した家屋を改築した場合には、取得又は改築した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税・都市計画税に限り、被災家屋の床面積相当分の税額を2分の1に減額します。

【償却資産】

熊本地震により滅失・損壊した償却資産の所有者が、令和5年（2023年）3月31日までに代替償却資産を取得し、又は地震により損壊した償却資産を改良し

5. 各種減免・支払いの猶予等

た場合には、取得又は改良した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税に限り、取得・改良した償却資産の課税標準額を2分の1の額に減額します。

要件

1 特例措置適用対象家屋（又は償却資産）の要件

(1) 被災家屋（又は被災償却資産）に代わるものとして取得した家屋（又は償却資産）

※原則として、種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。

(2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

2 被災家屋の要件

(1) 平成28年熊本地震により滅失・損壊した家屋（又は償却資産）

※家屋の場合は、原則として、被災証明書の判定が「半壊」以上であること（平成28年度分（2016年度）の固定資産税・都市計画税において、減免が適用される程度の被害（損害割合20%以上）を受けていること。）

(2) 取り壊し又は売却等の処分がなされていること（償却資産の場合は、除却又は売却等の処分がなされていること）

■必要書類

- ・（家屋）熊本地震に係る被災代替家屋特例申告書
- ・（償却資産）熊本地震に係る被災代替償却資産特例申告書、代替償却資産対照表、他

※添付書類等に関する詳細は、事前にお尋ねください。

お手続き

■申請窓口

固定資産税課

096-328-2195

5-1-3 市税の納税の猶予

納税課

地震による被害の状況により、市税の納税を猶予できる場合があります。

対象となる方

熊本地震により被害にあった方

お手続き

■申請窓口

納税課

096-328-2204

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除

市民税課

各区役所区民課

各区役所税務室

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方

※ 窓口に、り災証明書をご持参ください。

5. 各種減免・支払いの猶予等

■ 証明書の種類・取扱窓口

	取扱窓口		
	各区役所区民課	市民税課 各区役所税務室	総合出張所 (含 芳野分室)
① 印鑑に関する証明書	○	—	○
② 住民票記載事項証明書	○	—	○
③ 住民票の写しの交付	○	—	○
④ 印鑑登録証の交付	○	—	○
⑤ 所得課税証明書	○	○	○
⑥ 固定資産関係証明書	○	○	○
⑦ 納税証明書(車検用を含む)	○	○	○
⑧ 滞納がないことの証明書 滞納処分を受けたことがない ことの証明書 その他の税証明書	—	○	—

※サービスコーナー（大江・秋津・東部・花園・飽田・南部・北部）は平成31年（2019年）4月より廃止となりました。

■ お問合せ先

◆①～⑦について

中央区役所区民課	096-328-2245
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

◆⑤～⑧について

市民税課	096-328-2181
東区役所税務室	096-367-9138
西区役所税務室	096-329-1174
南区役所税務室	096-357-4143
北区役所税務室	096-272-1114

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免等

上下水道局料金課（お客さまセンター） 096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

【減額内容】

- ①り災後も継続して使用されている方で、平成 28 年（2016 年）5 月検針地区の方は平成 28 年（2016 年）6 月請求分及び 7 月請求分を、平成 28 年（2016 年）6 月検針地区の方は平成 28 年 7 月請求分及び 8 月請求分を免除。
- ②平成 28 年（2016 年）7 月・9 月定期検針又は平成 28 年（2016 年）8 月・10 月定期検針において使用が無い場合は、その分の水道料金及び下水道使用料を免除。
- ③り災後、使用を中止された方は平成 28 年（2016 年）4 月 14 日に遡って使用中止とし、前回検針（2 月又は 3 月）分及び前回検針日から平成 28 年（2016 年）4 月 14 日までの水道料金及び下水道使用料を免除。

対象となる方

住家が半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請窓口

上下水道局料金課（受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

■必要なもの

- ・り災証明書（住家）※写し可

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 国民健康保険料の減免

国保年金課
各区役所区民課

平成 29 年（2017 年）10 月 13 日で申請受付を終了しました。

5-4-2 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付

国保年金課
各区役所区民課

平成 29 年（2017 年）10 月 13 日で申請受付を終了しました。

5-4-3 後期高齢者医療保険料の減免

国保年金課
各区役所区民課

平成 29 年（2017 年）10 月 13 日で申請受付を終了しました。

5-4-4 後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の還付

国保年金課
各区役所区民課

熊本地震により被災された後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）で免除の対象となる方が、平成 28 年（2016 年）4 月 14 日の地震発生以後から平成 29 年（2017 年）9 月 30 日までに医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金（窓口負担）を支払っている場合は還付を受けることができます。

5. 各種減免・支払いの猶予等

申請期限

お早めにご申請ください。

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼、又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止又は失職して現在収入がない方

対象となる医療費の一部負担金

平成 28 年（2016 年）4 月 14 日地震発生後から平成 29 年（2017 年）9 月 30 日までに医療機関を受診した際の医療費の一部負担金

※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代（差額ベッド代）
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院等の施術費用
- ・その他保険診療外の費用

お手続き

■申請窓口（受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②印鑑（認印可）
- ③還付申請書（窓口にあります。熊本市ホームページにも掲載。）
- ④受診医療機関明細（窓口にあります。熊本市ホームページにも掲載。）
- ⑤一部負担金免除証明書又は免除対象被保険者である事実を確認できる書類（下記のいずれかの書類）

《住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合》

- ・り災証明書

《主たる生計維持者が死亡した場合》

- ・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書

5. 各種減免・支払いの猶予等

《主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合》

- ・医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。

《主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合》

- ・公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）

《主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合》

- ・雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

- ⑥ 医療機関等で一部負担金を支払った領収証（支払った一部負担金の額が確認できる書類）※領収証を紛失した場合は、医療機関にご相談ください。（支払証明書（有料の場合あり）でも可）
- ⑦ 本人名義の通帳またはキャッシュカード（金融機関口座情報がわかるもの）

5-4-5 国民年金保険料の免除

国保年金課
各区役所区民課

令和2年（2020年）7月31日をもって、受付を終了しました。

5-5 高齢者福祉

5-5-1 介護保険料の減免

介護保険課
各区役所福祉課

令和元年（2019年）9月30日をもって、申請受付を終了しました。

5-5-2 介護保険サービス利用料の還付

介護保険課
各区役所福祉課

令和元年（2019年）11月30日をもって、申請受付を終了しました。

5-6 障がい者・児福祉

5-6-1 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除

障がい保健福祉課 096-328-2519
児童相談所 096-366-8181

熊本地震により被災された障がい福祉関係サービスについて利用者負担のある方で免除の対象となる方が、平成28年(2016年)4月14日の地震発生以後から平成29年(2017年)9月30日までにサービス利用料を負担している場合は還付を受けられる場合があります。

対象となる方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

お手続き

■申請に必要なもの

※ 免除を申請されるサービスによって必要なものが異なりますので、お問い合わせ先までお尋ね下さい。

■申請先・お問合せ先

●障害福祉サービス、障害児通所支援

⇒ 障がい保健福祉課 096-328-2519

●障害児入所支援

⇒ 児童相談所 096-366-8181

5-6-3 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額

障がい保健福祉課
精神保健福祉室
健康づくり推進課

地震による市民税の減免を受けられた方は、自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の利用者負担額を減免後の税額で利用者負担額を算出しています。

(地震による市民税の減免は、平成 29 年(2017 年) 3 月 31 日で終了しました。)

5-6-4 障害福祉サービス等の自己負担額の免除

障がい保健福祉課
児童相談所

地震による市民税の免除を受けられた方は、障害福祉サービス・障害児通所支援・障害児入所支援の利用者負担額を免除後の税額で利用者負担額を算出しています。

(地震による市民税の減免は、平成 29 年(2017 年) 3 月 31 日で終了しました。)

5-7 子育て・教育

5-7-2 児童扶養手当の災害特例措置

各区役所保健子ども課

令和元年（2019年）8月9日をもって、申請受付を終了しました。

5-7-4 公営の児童育成クラブの利用者負担金の減額

青少年教育課 096-328-2277

平成30年（2018年）3月31日をもって、申請受付を終了しました。

5-7-6 市立幼稚園の保育料の減免

指導課 096-328-2716

平成30年（2018年）3月31日をもって、受付を終了しました。

5-7-7 市立高等学校の授業料の減免

必由館高校 096-343-0236

千原台高校 096-355-7261

指導課 096-328-2721

平成29年（2017年）3月31日をもって、受付を終了しました。

5-7-8 市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免

総合ビジネス専門学校 096-352-1768

指導課 096-328-2716

平成29年（2017年）3月31日をもって、受付を終了しました。

5-7-10 就学援助について

通学先の小・中学校
指導課 096-328-2716

令和3年（2021年）3月31日をもって、受付を終了しました。

5-7-11 「国の教育ローン」の災害特例措置

日本政策金融公庫

令和3年（2021年）3月31日をもって、特例措置を終了しました。

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-2 平成28年熊本地震特別貸付

日本政策金融公庫

令和3年(2021年)3月31日をもって、制度の取扱いを終了しました。

6-1-3 保健衛生事務に関する手数料の免除

生活衛生課
食品保健課
医療政策課
動物愛護センター

令和2年(2020年)3月31日をもって、申請受付を終了しました。

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

「○」：住家被害の程度条件を満たしているもの

「▲」：建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの

「×」：住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

	支援制度	り災証明書（住家）		
		全壊	大規模 半壊	半壊
1-1-1	り災証明書の発行 「住家」（店舗兼住宅を含む）	受付終了		
1-2-1	り災証明書の発行 「店舗、事業所、工場等」	受付終了		
1-2-2	り災証明書の発行 「農林水産業関係」	受付終了		
2-1-1	災害弔慰金の支給	受付終了		
2-1-2	日本財団による弔慰金の支給			
2-1-3	災害義援金の支給	受付終了		
2-2-1	災害障害見舞金の支給			
2-3-1	災害見舞金の支給	○	○	○
2-3-2	日本財団による住宅損壊見舞金の支給	受付終了		
2-3-3	災害義援金の支給	○	○	○
2-3-4	一部損壊世帯への災害義援金の支給	受付終了		
2-4-1	被災者生活再建支援金の支給			
2-4-2	災害援護資金の貸付	受付終了		
2-4-3	社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付	受付終了		
3-1-1	災害ボランティアの派遣			
3-2-1	被災住宅の応急修理	受付終了		
3-2-2	被災者生活再建支援金の支給 ※2-4-1 参照	○	○	▲
3-2-3	災害援護資金の貸付	受付終了		
3-2-4	ひとり親家庭への貸付（住宅）	○	○	○
3-2-5	社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付 ※2-4-3 参照	受付終了		
3-2-6	補修工事（見積書、契約、工事内容等）に関する相談			
3-2-7	熊本地震被災住宅の補修事業者検索サイト	受付終了		
3-2-8	熊本県復興関係公共事業等住宅再建支援事業（二重ローン対策）	○	○	○
3-2-9	自宅再建利子助成	○	○	▲
3-2-10	リバースモーゲージ利子助成	○	○	○
3-3-1	被災した家屋等の解体・撤去	受付終了		
3-4-1	被災者生活再建支援金の支給 ※2-4-1 参照	○	○	▲

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

	支援制度	り災証明書（住家）		
		全壊	大規模 半壊	半壊
3-4-2	災害援護資金の貸付	受付終了		
3-4-3	家屋が全壊・半壊・一部損壊された方への市営住宅の提供	受付終了		
3-4-4	民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供	受付終了		
	ユニットハウスやコンテナハウス等の借上げ事業	受付終了		
3-4-5	雇用促進住宅の提供	受付終了		
3-4-6	民間賃貸住宅の情報提供	受付終了		
3-4-7	建築確認申請等・開発許可申請等 手数料等の免除	○	○	○
3-4-8	ひとり親家庭への貸付（住宅） ※3-2-4 参照	○	○	○
3-4-9	住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談	○	○	○
3-4-10	災害ボランティアによる仮設住宅への引越し支援	受付終了		
3-4-11	高齢者住宅再建利子補給（リバースモーゲージ） ※ 3-2-10 リバースモーゲージ利子助成 に移行しました	/		
3-4-12	熊本県復興関係公共事業等住宅再建支援事業（二重ローン対策） ※3-2-8 参照	○	○	○
3-4-13	被災者向け公営住宅の募集	受付終了		
3-4-14	自宅再建利子助成 ※3-2-9 参照	○	○	▲
3-4-15	リバースモーゲージ利子助成 ※3-2-10 参照	○	○	○
3-4-16	民間賃貸住宅入居支援助成	○	○	▲
3-4-17	転居費用助成	○	○	▲
3-4-18	伴走型住まい確保支援事業	受付終了		
3-4-19	被災合併処理浄化槽設置支援事業	○	○	○
3-5-1	熊本市宅地復旧支援事業（熊本地震復興基金）	受付終了		
3-5-2	宅地耐震化推進事業	受付終了		
3-5-3	熊本市私道復旧事業（熊本地震復興基金）	/		
4-1-1	寝具その他生活必需品の支給	受付終了		
4-1-2	教科書及び学用品の支給	受付終了		
4-2-1	地震災害ごみについて	受付終了		
4-3-1	被災した飲用井戸水の検査	受付終了		
4-4-1	介護保険 特定福祉用具の再購入	受付終了		
4-4-2	障がい者の福祉用具の再給付	受付終了		
4-5-1	消費生活相談	/		
4-5-2	こころの健康相談	/		
4-5-3	食品に関する衛生相談	/		

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

	支援制度	り災証明書（住家）		
		全壊	大規模 半壊	半壊
4-5-4	平成28年熊本地震 学校教育緊急ダイヤル	受付終了		
4-5-5	無料法律相談窓口（弁護士）			
4-5-6	よりそいホットライン			
4-5-7	熊本地震関連法律相談窓口			
4-5-8	ボランティアについて（相談窓口）			
4-6-1	共同墓地等の復旧にかかる補助事業について			
5-1-1	個人市民税の減免	受付終了		
5-1-2	固定資産税の特例			
5-1-3	市税の納税の猶予			
5-1-4	軽自動車税の減免			
5-2-1	各種証明書の交付手数料の免除	○	○	○
5-2-2	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	受付終了		
5-3-1	水道料金及び下水道使用料の減免等	○	○	○
5-3-2	農業集落排水処理施設使用料の減免等	受付終了		
5-4-1	国民健康保険料の減免	受付終了		
5-4-2	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付	受付終了		
5-4-3	後期高齢者医療保険料の減免	受付終了		
5-4-4	後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の還付	○	○	○
5-4-5	国民年金保険料の免除	受付終了		
5-4-6	熊本地震による予防接種費用の償還払いについて	受付終了		
5-5-1	介護保険料の減免	受付終了		
5-5-2	介護保険サービス利用料の還付	受付終了		
5-5-3	介護保険 特定福祉用具の再購入 ※4-4-1 参照	受付終了		
5-6-1	障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	○	○	○
5-6-2	障がい者の福祉用具の再給付 ※4-4-2 参照	受付終了		
5-6-3	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額	受付終了		
5-6-4	障害福祉サービス等の自己負担額の免除	受付終了		
5-7-1	保育所等保育料の減免	受付終了		
	認可外保育施設の利用料支援	受付終了		
5-7-2	児童扶養手当の災害特例措置	受付終了		
5-7-3	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	受付終了		
5-7-4	公立の児童育成クラブの利用者負担額の減額	受付終了		
5-7-5	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	受付終了		

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

	支援制度	り災証明書（住家）		
		全壊	大規模 半壊	半壊
5-7-6	市立幼稚園の保育料の減免		受付終了	
5-7-7	市立高等学校の授業料の減免		受付終了	
5-7-8	市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免		受付終了	
5-7-9	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額の減額		受付終了	
5-7-10	就学援助について		受付終了	
5-7-11	「国の教育ローン」の災害特例措置		受付終了	
5-7-12	熊本市奨学生の募集（家計の急変等）		受付終了	
5-8-1	家屋の再建等に伴う工事費の特別措置について（九州電力）		受付終了	
5-9-1	民事調停の申立手数料の特例措置			
5-9-2	平成28年熊本地震における放送受信料の免除（NHK）			
6-1-1	熊本地震災害特別融資制度		受付終了	
6-1-2	平成28年熊本地震特別貸付		受付終了	
6-1-3	保健衛生事務に関する手数料の免除		受付終了	
6-2-1	震災特例融資制度（農林漁業者向け）		受付終了	
6-3-1	食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談		受付終了	
6-3-2	社会保険労務士による特別労働相談		受付終了	
6-3-3	中小企業診断士による特別経営相談		受付終了	